

●「建築設計・工事監理に関する業を担う観点からの提案」

<報告書の概要>

(社)日本建築士事務所協会連合会

1. 建築の基本理念に関すること

- 基本理念の共有
 - ・国民及び建築に関わるすべての者が基本理念を理解し、協力しあうことが必要
- 公共的価値の創造
 - ・次の公共的価値を創造し具現化した建築を実現・維持していくこと
 - ①安全、安心、健康で快適な生活空間の創造
 - ②健全な経済活動の基礎となる社会空間の創造
 - ③歴史や景観を担う文化的空間の創造
 - ④地球環境への負荷を低減する持続的な環境空間の創造

2. 基本理念を実現するための基本的施策の方向性

- (1) 建築士事務所法の制定
 - ・建築の関係者の業務を有機的に統合する中心的役割を担う設計等の事業者として法的に位置付け
- (2) 多様なニーズに対応できる基準体系のもとで専門技術者制度の再整備
 - ・基本理念を実現する上で必要な、多様なニーズに対応できる基準体系の再構築
 - ・様々な専門技術を駆使できる専門家の資格制度の整備
- (3) 建築のライフサイクル全般で建築の質を維持・向上させる施策中心への転換
 - ・新築規制中心から建築ライフサイクル全般で質を向上し維持する施策中心へ転換

3. 関係者の責務及び役割に関する事項

- (1) 建築の関係者の分類
 - ・理解しあい協力しなければならない国民を含む関係者を明確化
- (2) 国民の責務と役割
 - ・公共的価値の理解を深め、共有し、次世代へ伝える
- (3) 国及び地方公共団体の責務と役割
 - ・国は、基本施策を総合的に策定し、必要な法制上、財政上、金融上の措置を講じる
 - ・地方公共団体は、必要な条例等を整備し国・地域住民と協力して基本理念実現に努める
 - ・公共建築は、優れた建築を実現できる公正で透明な手続及び適正な契約による
- (4) 建築物の所有者、管理者、利用者の責務と役割
 - ・公共的価値を共有し、基本理念に沿って適正に維持管理又は利用する
- (5) 建築主、建築に関わる発注者の責務と役割
 - ・公共的価値を共有し、基本理念の理解を深める
 - ・公正な手続により設計事業者・施工事業者を選定する
 - ・適正な対価を支払う
- (6) 建築に関わる事業者の責務と役割
 - ・事業者のうち建築士事務所は、協働する事業者の業務を機能的に調整する役割を担う
 - ・関係する事業者は、建築士事務所の調整のもとで公共的価値の向上に努める
 - ・建築士事務所は役割の大きさを認識し、建築主等に業務内容を十分に説明
 - ・関係する事業者は、公正かつ適正な競争に努め、公共的価値の実現を阻害する不適正な対価による業務は行わない
- (7) 建築に関わる事業者の団体の責務と役割
 - ・事業者の自立的取組みを尊重しつつ、建築主等の信頼確保に向けて、自律的監督体制を確立し、基本理念の実現に向けて積極的な役割を果たす
- (8) 建築に関わる専門家の責務と役割
 - ・事業者又は事業者に所属するものとして、基本理念に沿った建築の創造に努め、公共的価値の向上に努める
 - ・自ら継続的に最新の専門知識及び技術の習得、倫理の高揚に努める
- (9) 建築に関わる専門家の団体の責務と役割
 - ・自律的監督体制を確立し、基本理念の実現に向けて積極的な役割を果たす
 - ・国民が基本理念を理解し、共有するための周知活動に努める

4. 主要な基本的施策及び仕組みに関する事項

基本理念を実現した質の高い建築を創り出し維持していくためには、建築の計画から維持管理に至るまで考慮する視点が必要であり、長期にわたりこれらの業務に関わる建築士事務所の役割が極めて重要になる。

(1) 設計等を機能的に統括する建築士事務所の中心的役割の法的位置付け

- ・技術の高度化等の進展に伴い、一人ではなく複数の協働による設計等の実施が一般化し、その協働を統括する中心的役割が重要
- ・専門分化の進展で専門分野の業務を統括する役割も益々重要
- ・建築生産や維持管理で建築に関する事業者間の調整役を担う建築士事務所
- ・これらの建築士事務所の中心的役割を法的に位置付ける

(2) 建築設計等の事業者を法的に位置付ける「建築士事務所法」を制定する

① 資格者法による規制の枠を越える仕組みが必要

- ・契約責任を果たすのは建築士事務所であることを基本として、建築設計等の事業者として建築士事務所を法的に位置付ける
- ・建築士事務所の多様な組織形態に対応した責務、役割を課す仕組みを創設
- ・多様な形態に即した登録要件を整備
- ・建築士事務所登録がない者が、設計等を含むような曖昧な契約が出来る不合理的解消

② 「建築士法」と「建築士事務所法」の分離

- ・資格法である建築士法と設計監理業法である建築士事務所法の両輪体制に
- ・建築主に対する業務責任を明確化

③ 設計賠償責任保険の加入義務化

- ・設計賠償責任保険を消費者ニーズに合わせ、加入を法的に義務化

④ 管理建築士の責任と権限の在り方を再整備

- ・開設者と管理建築士が異なる場合に対応するために管理建築士の権限強化
- ・病院等の例に準じ、建築士事務所の従業員を監督し、指示できる責任と権限を付与
- ・管理建築士講習の定期的受講を義務化

(3) 専門分化の進展に対応する設計等の専門資格者制度

- ・専門技術者が建築士のもとで部分的な設計を行える仕組みを導入
- ・設備設計等を担う専門技術者の法的位置付けを再整備

(4) 設計等業務に関する民間専門家と行政との役割分担の明確化

- ・技術革新を促進し最新技術を十分発揮できるよう規制の見直し
- ・瑕疵担保責任履行能力を担保のうえ、可能な限り民間専門家が責任を持つ仕組み
- ・行政の関与は、厳格な監督体制のもと、最小限の重要ポイントのみの確認
- ・最大限に専門家・事業者の団体の自律的監督体制を活用

5. 建築基本法制定に向けた4つの提言(まとめ)

○ 設計等を機能的に統括する建築士事務所の中心的役割を担う建築士事務所を事業者として法的に位置付ける「建築士事務所法」を制定すること

- ・設計等を機能的に統括する建築士事務所の中心的役割を法的に位置付ける
- ・組織形態に応じた登録要件による建築設計等の事業者を登録する仕組み
- ・資格者個人が対象の「建築士法」から分離して「建築士事務所法」を整備
- ・全ての建築・工事監理を建築士事務所で行わなければならない仕組み
- ・管理建築士の責任と権限の在り方を再整備
- ・設計賠償責任保険の加入義務化

○ 専門分化の進展に対応するために、建築に関わる専門技術者が、建築士のもとで部分的な設計を行える仕組みを導入すること

○ 設計等業務に関する民間専門家と行政との役割分担を明確化すること

○ 関係者のうち建築主及び建築に関わる事業者の責務と役割は、特に明確にすること